

使用料の減免要件・減免率表

別表1（第10条関係）

要件	減免率 (%)	備考	冷房・付属設備減免
村及び教育委員会が主催する事業、行事に使用する場合	100%		あり
村及び教育委員会が共催する事業、行事に使用する場合	100%	料金を徴収する場合は70%	村内あり 村外なし
村及び教育委員会が後援する事業、行事に使用する場合	70%または50%	70% (料金徴収なし) 50% (料金徴収あり)	村内あり 村外なし
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する村内に所在する学校が教育目的に使用する場合	70%		あり
社会教育法（昭和24年法律第26号）第10条に規定する村内に所在する社会教育団体が社会教育の目的に使用する場合	70%		あり
村内に在住する社会福祉団体がその事業目的のために使用する場合	50%		あり
村内に所在する公共的団体がその事業目的のためにしようする場合	50%		なし
村内に所在する団体が文化事業のために使用する場合	50%		あり
国、地方公共団体が利用する場合	30%		なし
その他、教育長が特に必要と認めた場合	30%～100%		村内あり 村外なし

* 上記表に該当する学校、社会教育団体、福祉団体、公共団体、その他の団体とは、概ね次のとおりとする。

該当する学校	村内3幼稚園・村内3小学校・宜野座中学校・宜野座高等学校
社会教育団体	村内の子ども育成会・青年会・成人会・婦人会・壮年会・老人会・宜野座村文化協会
社会福祉団体	村内の保育園・宜野座村社会福祉協議会・でいご園・北部病院
公共的団体	6区・宜野座村商工会・沖縄県農業協同組合宜野座支店・宜野座村漁業組合
団体	村内のサークル・実行委員会・研究所・教室